



互助会報

平成25年度退職福祉部号

事業のご案内

【医療費補助金】

【短期人間ドック利用助成金】

【施設利用助成】

【弔慰金】

【国内外研修旅行助成】

この「退職福祉部号」は、年度1回の発行として、その年度の事業内容につきご案内をしております。

事業に関する請求手続きや、退職後の異動、変更内容に関する手続きなど、掲載しております。

一生涯の福利厚生事業となっておりますので、ご家族の皆様も目を通していただき、会員様がこの退職福祉部制度に加入し、どのような事業の適用が受けられるのか確認いただければ幸いです。

退職福祉部に加入いただいております皆様への唯一のお知らせとなります。

お問い合わせは、下記までお電話ください。

平成24年度事業報告及び決算の報告

退職福祉部の事業運営は、会員の皆様が現職中に納めていただいた掛金を原資としております。現在、現職で掛金を納めていただいております現職会員（配偶者現職会員を含む。）と、既に退職をされ事業の適用を受けられております退職会員及び配偶者退職会員により構成され、退職をされた皆様は現職中に積み立てた積立金から、給付等の支出を行う制度となっております。

単年度の事業収入となります掛金につきましては、現職会員の加入が年々減少し、昨年度より約430万円の減少となりましたが、運用利息につきましては、昨年度より約3,200万円増加しております。また、退職福祉部にかかる人件費等を含む事務費経費は一般経理からの繰り入れにより支出しておりますが、本年度については、医療費給付に係るシステムの改修を行い昨年度より約570万円増加しております。支出の医療費については、退職会員・配偶者退職会員とも増加し、1,400万円の支出増となりました。24年度決算の結果、事業収支差額に不足金が生じたので、準備金を取崩し補てんいたしました。

平成25年4月1日より、公益法人制度改革により「財団法人」から「一般財団法人」へと名称が変更となり、今まで非課税団体でありました本会も課税団体となりました。運用利息におきましても、非課税で運用しておりましたが、国税・地方税を差し引かれるため、運用利息の減少も予想されております。事務局経費の削減に努め、事業運営に影響のないよう努めていく所存です。

◆現職会員数と退職会員数

種別	区分	23年度決算	24年度決算	比較増△減
現 職 会 員 数		7,070人	6,948人	△122人
配偶者現職会員数		3,388人	3,277人	△111人
退 職 会 員 数		8,658人	8,865人	207人
配偶者退職会員数		5,221人	5,301人	80人

◆事業収入

科目	区分	23年度決算	24年度決算	比較増△減
掛 金		162,002,244円	157,689,456円	△4,312,788円
利 息 及 び 配 当 金		45,989,529円	77,916,237円	31,926,708円
繰 入 金		20,587,101円	26,421,562円	5,834,461円
計		228,578,874円	262,027,255円	33,448,381円

◆事業支出

科目	区分	23年度決算	24年度決算	比較増△減
医 療 費		274,167,100円	280,068,000円	5,900,900円
弔 慰 金		7,300,000円	7,290,000円	△10,000円
施 設 利 用 助 成		1,832,393円	2,161,915円	329,522円
短期人間ドック助成		24,088,582円	26,046,677円	1,958,095円
研 修 旅 行 助 成		1,733,343円	1,966,678円	233,335円
計		309,121,418円	317,533,270円	8,411,852円

◆管理費

科目	区分	23年度決算	24年度決算	比較増△減
職 員 給 与		7,047,924円	7,159,466円	111,542円
厚 生 費		7,858円	5,000円	△2,858円
旅 費		243,202円	52,877円	△190,325円
事 務 費		2,589,735円	2,878,209円	288,474円
委 託 費		1,013,380円	4,031,665円	3,018,285円
委 託 管 理 費		1,824,000円	1,824,000円	0円
普 及 費		226,000円	259,500円	33,500円
負 担 金		3,388,534円	5,302,994円	1,914,460円
その他事務局経費		4,246,468円	4,792,351円	545,883円
計		20,587,101円	26,306,062円	5,718,961円

上記、管理費のうち、「その他事務局経費」としては、事務室賃借料、光熱費、消費税などの経費を費用として支出しております。また、委託費（自動給付を行うための医療費に関する情報提供費用及び公益法人制度改革による責任準備金必要額の計算を専門家に委託した費用）、負担金等につきましては、退職福祉部における台帳管理、医療費等の給付作業にかかる電算費用、維持管理費、電算改修費用などが含まれますが、この支出につきましては一般経理及び高知市職員厚生会からの繰入金等で充当しました。ただし、25年度からは一般経理の財源が減少していること、また一般財団として、各事業単位の収支を明確にすることになり、退職福祉部経理の中で、管理費についても支出していくことにいたしました。

会員の皆様およびご家族の方へ

退職福祉部は、県下の市町村役場等や公立学校（市町村より給与を受けていた方）にお勤めされていた方やその配偶者の方で、退職会員及び配偶者退職会員の資格取得をされた方に対してさまざまな給付をおこなっております。

次の内容に該当する場合は、詳細ページでご確認いただき、給付の対象となる場合は退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

- ◇ 病院や薬局で医療費を支払ったとき…… 5～7 ページ
- ◇ お亡くなりになられたとき…… 7 ページ
- ◇ 4 日以上の旅旅行に行かれたとき…… 8 ページ
- ◇ 契約施設で宿泊されたとき…… 8 ページ
- （指定宿泊施設一覧表…… 9～12 ページ）
- ◇ 人間ドックを受けられるとき…… 13 ページ

また、給付をおこなうためには会員の方のご住所や加入されている健康保険を登録する必要があります。そのため、次のような変更があった場合は届出が必要となりますので退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

※ 退職福祉部にお問い合わせの場合は、封筒に貼付の宛名シールの右下カッコ内の番号をお知らせください。

- ◇ 住所が変わったとき
- ◇ 金融機関を変更されるとき
- ◇ 氏名が変わったとき
- ◇ 健康保険証が変わったとき
- ◇ 後期高齢者になられたとき

※住所・氏名・金融機関の変更は、
17ページの異動届を使用ください。

※後期高齢者医療制度に変更になれる場合は、75歳の誕生日の月はじめに手続きをお願いする文書を送付します。

なお、75歳以前に後期高齢者医療制度に変更になられた場合は、ご連絡をお願いします。

☆障害認定を受けられている方で、次に該当される場合はご連絡ください。

- ① 医療費の自己負担額が発生している場合で、福祉部からの給付が中断されている方。
- ② 医療費の自己負担額が発生していない場合で、福祉部からの給付の支給がある方。

病院や薬局で医療費を支払ったとき → 医療費補助金・配偶者医療費補助金

1.給付の対象になるもの

健康保険証を使って医療機関等で治療等を受けたときに支払った自己負担額が対象となります。保険外の自己負担額については対象となりません。ただし、コルセット等の療養費払いについては対象となりますので、「領収書の写し」と「保険者負担分の金額が証明できる書類」を添付して請求してください。

【給付の対象となるもの】

- * 健康保険証を使った治療費等の自己負担額。
- * コルセット代等の療養費払いをしたもの。

【給付の対象とならないもの】

- * 入院時食事代および居住費
- * 差額ベッド費用
- * 文書代
- * 予防接種
- * その他保険適用外分

2.給付の対象となる金額

国民健康保険法等による公費負担額を除いた自己負担額のうち退職会員は1件につき5,000円、配偶者退職会員は1件につき6,000円を超えた額を給付します。ただし、最低給付額が500円のため、1件につき退職会員は5,500円以上、配偶者退職会員は6,500円以上自己負担したときに給付の対象となります。

☆ 1件の取り扱い（国民健康保険法等による。）について

- ① 暦月ごとに計算。（月の初日から月末までを1ヶ月として計算します。）
- ② 医療機関ごと（総合病院では歯科とその他の科ごと）、入院・外来は別々となります。
- ③ 調剤薬局分は、医療機関とは別になります。（処方箋を発行された医療機関ごとになります。）ただし、調剤薬局分と処方箋を交付した医療機関の医療費を合算したときに、高額療養費の該当になる場合は合算して取り扱います。

※ 前期高齢者及び後期高齢者医療制度の方につきましては、住民税の課税区分により、外来合算額・世帯合算額に該当した場合、1件の取り扱いが異なってきます。

☆ 最低給付額は500円です。（給付計算額が500円未満の場合は該当になりません。）

☆ 100円未満の端数は切り捨てます。

☆ 保険者より附加給付等がある場合は、更にその額を差し引きます。

☆ 退職福祉部の給付対象上限額は72,300円です。

（ただし、住民税課税区分や年齢により上限が異なります。※次表参考）

〔70歳未満〕

区 分	給付対象上限額
上位所得者	72,300円
一 般	72,300円 (44,400円)
低所得者 (住民税非課税者)	35,400円 (24,600円)

〔70歳以上（後期高齢者医療制度該当者含む）〕

区 分	給付対象上限額	
	外来のみ	外来・入院あわせて
現役並み所得者	44,400円	72,300円 (44,400円)
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ (住民税非課税者)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (住民税に係る所得金額がない等)		15,000円

- ◎ ()は直近1年以内に3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の自己負担額です。
- ◎ 退職福祉部の給付額は上記給付対象上限額から、退職会員は5,000円、配偶者退職会員は6,000円を差し引いた額となります。

3. 請求方法

加入されている健康保険により異なり、【自動給付】と【請求方式】の2通りとなります。なお、どちらの場合でも高額療養費については保険者への請求となります。退職福祉部は保険者ではありませんので、ご注意ください。

【自動給付できる健康保険】

退職会員、配偶者退職会員の方が加入されている健康保険の保険者から直接、互助会に医療費情報等を提供してもらい医療費補助金を給付する方法です。ただし、自動給付はすべての健康保険制度に対応していないため、下記の健康保険に加入されている方は自動給付になりますが、それ以外の健康保険に加入されている方は請求方式のみの取扱いとなります。

また、給付されるのは基本的に診療月の3ヵ月後になります。

— 自動給付ができる健康保険制度 —

- * 高知県内の市町村の国民健康保険
- * 高知県内の後期高齢者医療保険
- * 高知縣市町村職員共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者
- * 高知縣市町村職員共済組合の被扶養者

ただし、高知県内の市町村の国民健康保険および高知県内の後期高齢者医療保険加入者の方は、保険証の変更手続き時に必ず「同意書」の提出が必要となります。「同意書」の提出がない場合は、請求方式となります。

【自動給付できない健康保険の請求方法】

請求方式とは、前ページの「自動給付ができる健康保険制度」以外の健康保険で医療機関等にかかり自己負担額を支払った場合で、医療費補助金の給付の対象となったときには、所定の請求書に記入のうえ、領収書を添付して互助会に送付いただく方法です。

請求書については互助会までご連絡いただければ郵送にて送付いたします。

【請求方法】

請求書類 … 「医療費・配偶者医療費請求書」

添付書類 … 領収書又は請求書下欄の診療報酬領収済証に病院の証明

※ 注意事項

1. 1件の取り扱い（国民健康保険法等による。）について

暦月ごと（月の初日から月末までを1ヶ月。）、医療機関ごと（入院・外来ごと。総合病院では歯科とその他の科ごと。）、調剤薬局ごと（処方箋を発行された医療機関ごと。ただし、調剤薬局分と処方箋を交付した医療機関の医療費を合算したときに、高額療養費の該当になる場合は合算して取り扱います。）に1件として計算しますので、それぞれ1件につき、1枚ずつの請求書が必要となります。

2. 35,400円以上自己負担した場合

* 課税世帯の方 …… 住民税の課税証明書、納税通知書(コピー可)又は限度額適用認定証のコピーを提出してください。70歳以上の方については外来で合算額が8,000円以上、入院を含む医療費合算額が15,000円以上自己負担した場合に必要です。

* 非課税世帯の方 … その旨、お電話でご連絡ください。

☆ 国保の方は、該当者が非課税でも同一世帯の中で課税者がいる場合は課税世帯となりますので、その方の証明をいただくことになります。

3. 診療月の翌月以降に請求してください。診療月と同月に請求をいただいても、受付は翌月になります。

お亡くなりになられたとき → 弔慰金

当会へご連絡ください。「弔慰金請求書」を送付します。必要事項をご記入の上、添付書類(死亡及び請求する遺族との続柄が確認できる書類)とともに当会まで返送してください。請求は相続権者がしてください。

*退職会員となって	1年以内の死亡	100,000円
	2年以内の死亡	50,000円
	2年を超えての死亡	30,000円
*配偶者退職会員		20,000円

県内の指定宿泊施設

No.	施 設 名	所 在 地	TEL	備 考
1	北川村温泉 ゆずの宿	安芸郡北川村小島121	0887-37-2321	年中無休
2	コミュニティセンターうまじ うまじ温泉	安芸郡馬路村馬路3564-1	0887-44-2026	休館日あり
3	芸西村の家	安芸郡芸西村和食甲4525	0887-33-2894	年中無休
4	香南市サイクリングターミナル	香南市夜須町手結山塩谷1304	0887-55-3196	年中無休
5	羽尾大釜荘	香南市夜須町羽尾523	0887-54-0345	休館日あり
6	財)奥物部開発公社 べふ峡温泉	香美市物部町別府452-8	0887-58-4181	休館日あり
7	ピースフル セレネ	香美市香北町美良布1224-2	0887-59-3388	休館日あり
8	山荘 梶ヶ森	長岡郡大豊町佐賀山1248-3	0887-74-0256	休館日あり
9	ゆとりすとパークおおとよ	長岡郡大豊町中村大王4037-25	0887-72-0700	休館日あり
10	さめうら荘	土佐郡土佐町田井182	0887-82-1020	休館日あり
11	自然教育センター白滝	土佐郡大川村朝谷26	0887-84-2201	必ず予約が必要 休館日あり
12	国民宿舎 桂浜荘	高知市浦戸城山830-25	088-841-2201	年1回臨時休館の場合あり
13	オーベルジュ 土佐山	高知市土佐山東川661	088-850-6911	年中無休
14	高知会館	高知市本町5丁目6-42	088-823-7123	休館日あり
15	高知共済会館COMMUNITY SQUARE	高知市本町5丁目3-20	088-823-3211	休館日（12/28～1/3）
16	山荘 しらさ	吾川郡いの町寺川175	090-1177-5633	休館日（11月中旬～4月中旬）
17	木の香温泉	吾川郡いの町桑瀬225-16	088-869-2300	休館日あり
18	土佐和紙工芸村くらうど	吾川郡いの町鹿敷1226	088-892-1001	休館日あり
19	木の根ふれあいの森	吾川郡いの町戸中171	088-850-5658	
20	中津溪谷 ゆの森	吾川郡仁淀川町名野川258-1	0889-36-0680	休館日あり
21	高原ふれあいの家 天狗荘	高岡郡津野町芳生野乙4921-22	0889-62-3188	休館日あり
22	鯉乃國の湯宿 黒潮本陣	高岡郡中土佐町久礼8009-11	0889-52-3500	休館日あり
23	四万十源流の家	高岡郡中土佐町大野見神母野652	0889-57-2126	年中無休
24	雲の上のホテル	高岡郡梶原町太郎川3799-3	0889-65-1100	休館日あり
25	ホテル松葉川温泉	高岡郡四万十町日野地605-1	0880-23-0611	休館日あり
26	四万十オートキャンプ場 ウェル花夢	高岡郡四万十町江師546	0880-27-1211	年中無休（受付時間9:00～16:00） キャンプ不可（※注）
27	ホテル 星羅四万十	四万十市西土佐用井1100	0880-52-2225	年中無休
28	オートキャンプ場 とまろっと	四万十市下田3548	0880-33-0101	キャンプ不可（※注）
29	空と海 美わしのホテル 足摺テルメ	土佐清水市足摺岬字東畑1433-3	0880-88-0301	年中無休
30	国民宿舎 椰子	宿毛市大島17-27	0880-65-8185	年中無休
31	ホテルバルリーフ大月	幡多郡大月町周防形404	0880-74-0222	年中無休

（※注）キャンプ場においては宿泊棟を利用した場合のみ助成対象となります。

県外の指定宿泊施設

◎北海道・東北の宿

県名	施設名	所在地	TEL	備考
北海道	ホテルポールスター札幌	札幌市中央区北4条西6	011-241-9111	カード可、年中無休 全館改修の為、休館予定期間 (H25年8月1日～H25年12月5日)
	ホテルノースシティ	札幌市中央区南9条西1	011-512-9748	カード可、年中無休
青森県	アップルパレス青森	青森市本町5-1-5	017-723-5600	カード可、年中無休
岩手県	ゆこたんの森	岩手郡雫石町長山猫沢3-6	019-693-3600	カード可
宮城県	パレス松洲	宮城県松島町高城字浜38	022-354-2106	カード可、1月に2日間休館
秋田県	レークサイド山の家	鹿角郡小坂町十和田湖銀山1-7	0176-75-2552	営業期間4月中旬～11月中旬 サービス料なし 休館日あり
山形県	むつみ荘	南陽市赤湯字森先233-1	0238-43-3035	年間7日間休館
	うしお荘	鶴岡市湯野浜1-11-23	0235-75-2715	
福島県	ホテル福島グリーンパレス	福島市太田町13-53	024-533-1171	カード可、年末年始休館

◎関東の宿

県名	施設名	所在地	TEL	備考
茨城県	大洗鷗松亭	東茨城郡大洗町磯浜町8179-5	029-266-1122	休館日あり
栃木県	ホテルニューもみぢ	那須塩原市塩原1074	0287-32-3215	休館日あり
	那須の森ヴィレッジ	那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637	0287-78-1636	営業期間4月中旬～11月中旬休館日あり 申込先(千葉共済福祉課厚生係)
群馬県	アルペンローゼ	吾妻郡草津町草津512-2	0279-88-1300	入湯税込
千葉県	オークラ千葉ホテル	千葉市中央区中央港1-13-3	043-248-1111	カード可
	黒潮荘	鴨川市貝渚2565	04-7092-2205	休館日あり
東京都	ザ・クレストホテル立川	立川市錦町1-12-1	042-521-1111	カード可、年中無休
	東京グリーンパレス	千代田区二番町2	03-5210-4600	シーズンプラン等設定予定 カード可、年中無休
	アジュール竹芝	港区海岸1-11-2	03-3437-2011	駐車場：有料
	全国町村会館	千代田区永田町1-11-35	03-3581-0471	
神奈川県	湯河原温泉ちとせ	足柄下郡湯河原町宮上281-1	0465-63-0121	日帰り入浴有1,500円 年中無休
静岡県	シーサイドいづたが	熱海市上多賀12	0120-73-1241	
山梨県	ホテルやまなみ	笛吹市石和町駅前15-1	055-262-5522	

◎東海・北陸の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL	備 考
新潟県	瀬波はまなす荘	村上市瀬波温泉1-2-17	0254-52-5291	休館日あり
	アクアレー長岡	長岡市新陽2-5-1	0258-47-5656	カード可 休館日あり
富山県	グリーンビュー立山	中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716	休館日あり
石川県	おびし荘	小松市井口町ホ55	0761-65-1831	休館は年間18日以内
福井県	越路	あわら市東温泉2-201	0776-77-3151	カード可 休館は不定休
長野県	サンバルテ山王	長野市岡田町30-20	026-228-3011	カード可 休館日あり
	湖泉荘	諏訪市湖岸通り1-13-8	0266-53-6611	休館日あり
	湯香里荘	下高井郡山ノ内町佐野2592	0269-33-2222	休館日あり
岐阜県	紫雲荘	下呂市湯之島692-23	0576-25-2101	休館日あり
愛知県	シーサイド伊良湖	田原市中山町岬1-43	0531-35-1151	カード可 休館日あり
三重県	サンペルラ志摩	志摩市磯部町の矢314	0599-57-2130	カード可 サービス料なし 臨時休館あり

◎近畿の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL	備 考
滋賀県	ホテルピアザびわ湖	大津市におの浜1-1-20	077-527-6333	カード可 休館日あり
	憩いの里湖西	高島市勝野1533	0740-36-2345	年中無休
京都府	ホテルセントノーム京都	京都市南区東九条東山王町19-1	075-682-8777	年中無休
大阪府	シティプラザ大阪	大阪市中央区本町橋2-31	06-6947-7702	カード可 年中無休
兵庫県	ひょうご共済会館	神戸市中央区中山手通4-17-13	078-222-2600	休館は年末年始 (12/29~1/3)
	ゆめ春来	美方郡新温泉町湯1569-6	0796-99-2211	カード可 休館は年間5日間

◎中国の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL	備 考
鳥取県	ホープスターとっとり	鳥取市永楽温泉町556	0857-26-3311	カード可 休館日あり
	渓泉閣	東伯郡三朝町山田180	0858-43-0828	カード可 休館日あり
	弓ヶ浜荘	米子市皆生温泉4-6-12	0859-22-7476	カード可 休館日あり
島根県	ホテル白鳥	松江市千鳥町20	0852-21-6195	
岡山県	サン・ピーチ OKAYAMA	岡山市北区駅前町2-3-31	086-225-0631	年末年始等シーズンプラン 設定、カード可、年中無休
山口県	防長苑	山口市熊野町4-29	083-922-3555	カード可 休館は年末年始不定休

◎四国の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL	備 考
徳島県	ホテル千秋閣	徳島市幸町3-55	088-622-9121	カード可 年中無休
	剣山雲海荘	徳島県三好市東祖谷山	088-622-0633	営業期間 4月中旬～11月中旬
香川県	ホテルマリnpalesさぬき	高松市福岡町2-3-4	087-851-6677	カード可 年中無休
愛媛県	えひめ共済会館	松山市三番町5-13-1	089-945-6311	年中無休 サービス料なし

◎九州の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL	備 考
大分県	コスモス荘	玖珠郡九重町田野228	0973-79-2221	
宮崎県	ひまわり荘	宮崎市瀬頭2-4-5	0985-24-5285	サービス料なし
鹿児島県	マリnpalesかごしま	鹿児島市与次郎2-8-8	099-253-8822	カード可 年中無休

(注1) 請求期限は事実が発生した日から2年以内となっておりますので、ご利用になられている場合にはご請求ください。

(注2) 備考記載内容は、変更されている場合がありますので、申込の際は再度ご確認ください。

平成25年7月1日現在

人間ドックを受けられるとき → 短期人間ドック利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が**当会の指定する受診施設を利用するとき**、助成があります。
必ず受診前に当会に申込みをしてください。

申込み方法は、当会へご連絡いただきましたら「短期人間ドック利用申込書」を送付しますので、必要事項をご記入の上、当会まで返送してください。

助成額	*退職会員	15,000円
	*配偶者退職会員	7,000円

☆ **受診時、施設にお支払いいただく金額が助成後の額となります。**

受診後の助成はいたしませんのでご注意ください。

☆ オプション検診を受けられるときは別途料金が必要です。

☆ 共済組合・市町村等が実施する特定健診と併せて助成を受けることができる場合がありますので、受診施設にお問い合わせください。

☆ 協会けんぽに加入されている方につきましては、協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診等の補助がありますので、協会けんぽにもお問い合わせください。(健診内容・費用等、当会と協会けんぽの内容が異なりますので、確認のうえ、どちらかご選択ください。)

<指定受診施設>

指 定 受 診 施 設	住 所	電 話 番 号
高知検診クリニック	高知市知寄町2丁目4-36	088-883-9711
いずみの病院	高知市薮野北町2丁目10-53	088-826-5511
仁淀病院	吾川郡いの町1369	088-893-1551
土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151
四万十市民病院	四万十市中村東町1丁目1-27	0880-34-2126
中村クリニック	四万十市中村大橋通7丁目1-10	0880-34-5100
高知県総合保健協会 ・中央健診センター ・幡多健診センター	高知市棧橋通6丁目7-43 宿毛市山奈町芳奈3-9	088-831-4800 0880-66-2800
厚生年金高知リハビリテーション病院	高知市神田317-12	088-843-8220
須崎くろしお病院	須崎市緑町4-30	0889-43-2121
J A 高知病院 J A 高知健診センター	南国市明見526-1	088-863-8510

請求等にかかる注意事項について!

◎ 請求による給付について

給付の請求日と給付日

- * 請求日 … 毎月15日までに請求してください。
- * 給付日 … 翌月中旬頃給付いたします。請求書受付日が15日を過ぎますと翌々月の給付となります。給付がある場合はハガキ等でお知らせします。
- ☆ 医療制度等の改正がありますと、給付が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

平成25年度給付予定日

8月15日	12月16日
9月17日	1月17日
10月15日	2月17日
11月15日	3月17日

給付の権利

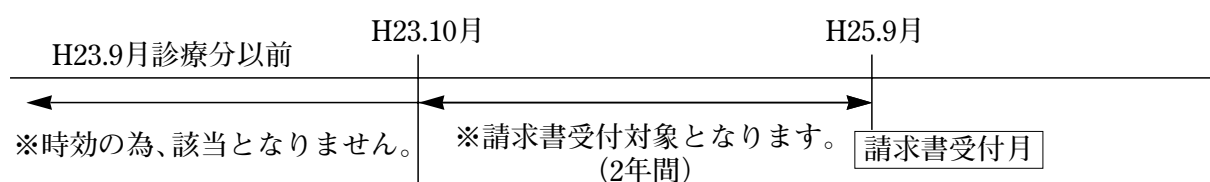
医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金については、その原因である事実が発生してから、満2年を以って消滅しますので、ご注意ください。
ただし、医療費補助金につきましては、診療月で確認ください。

【医療費補助金】を請求する場合

1. 請求書に添付いただく領収書は、受診者氏名、診療年月日、医療機関等、医療費自己負担額（保険適用内自己負担額）が確認できるものを必ず添付ください。調剤薬局につきましては、処方箋を発行した病院名の記載のある領収書を添付してください。
2. その月の請求は翌月の受付となります。診療月の翌月以降にご請求ください。
3. 70歳以上の方は、自己負担額・課税区分により一ヶ月の自己負担額が合算され、1件の取扱いが異なる場合があります。（6ページの上段70歳以上の表に記載された額を超える場合は、合算の対象となります。）ご不明な点は、退職福祉部までお問い合わせください。
4. 給付の請求期限は2年を時効とします。

（請求の時効例）

★請求書の事務局受付月が平成25年9月中の場合（9月末日必着分）、遡って請求できる診療月は、平成23年10月診療分以降となります。



【弔慰金】を請求する場合

1. 退職会員及び配偶者退職会員の方が、お亡くなりになった場合は、必ずご連絡をお願いします。なお、死亡された月に給付金等の支給がある場合は、登録口座が凍結され支給が中断される場合があります。この中断した給付については、弔慰金支給月に併せて、給付いたします。
2. 市町村共済組合年金受給者の方で、死亡の報告を市町村共済組合年金担当に連絡をする場合、退職福祉部への連絡も併せてお願いします。
3. 請求者は、相続権者となります。相続の続柄が確認できる謄本又は抄本を添付いただきます。また、送金口座は正しく記入ください。

【国内外研修旅行助成金】を請求する場合

1. 旅行終了日から60日以内の請求は厳守ください。
 2. 領収書は請求者の記載されたもの（お二人の場合は、二人の確認できるもの）を添付ください。団体での旅行の場合で、領収書が代表者（請求者以外）になっている場合は無効となります。請求者のお名前で領収書を準備ください。
 3. 個人旅行の場合は、日程（県外での3日以上宿泊が確認できる内容）及び1名につき6万円以上の旅行費用が確認できる領収書（お土産代は除く）が必要となります。
 4. カードでのご利用の場合で領収書がない場合は、事前に送付される旅行代金の引き落とし明細書と引き落としをされた通帳ページのコピーを送付いただく場合があります。
- ※請求時の添付書類で確認がとれない場合は、それに変わる書類をお願いする場合があります。旅行に関する書類については、助成金の決定が完了するまで保管ください。

【施設利用助成金】を請求する場合

1. 提出いただく領収書は、請求者の氏名が記載された原本を送付ください。（コピーは無効とします）
 2. 対象となる請求者が2名の場合（退職会員及び配偶者退職会員）はそれぞれが領収書を発行いただくか、請求者の記載された領収書の余白部分にもうお一人の氏名を記入ください。
 3. 手書きの領収書の場合は、ただし書き欄に泊数を記載したものを送付ください。記載のない場合は1泊として処理をいたします。
- ※同姓同名の方がおいでますので、余白部分にご住所をご記入下さい。また、退職会員番号がわかる方はご記入ください。

退職福祉部によくあるご質問！

Q. 退職後に再雇用で協会健保の保険証を使用していたが、国民健康保険に変更になっています。自動給付と聞いていたが、給付の該当になる自己負担額を払っているのに、給付がありません。手続きが必要ですか？

A. 保険証が変更になる度に連絡をお願いします。自動給付になるためには、国民健康保険証の記号番号の登録と情報提供の同意書が必要です。

この登録については、変更後の保険証の届出が必要となります。各個人の保険証の変更については、個人情報となり退職福祉部では、把握できない内容になっています。連絡をいただいたら、必要書類を送付します。

Q. 介護保険を利用していますが給付はありませんか？

A. 退職福祉部では、介護保険を使用した場合の自己負担額については、対象となっていないので給付は発生しません。

Q. 医師の指導によりコルセットを購入しました。保険診療の療養費払いで支払っていますが、該当になりますか？

A. 支払っている額は、全額（10割負担）となっています。保険者に請求した（7割分～9割分が返金）後、自己負担額が控除額を超える場合は該当となりますので、ご請求ください。

Q. 現在、自動給付（診療月の3ヵ月後）で支払いを受けていますが、3ヶ月前に入院をした給付の支払いがありません。どうしてですか？

A. 医療機関等の取り扱い（診療点数の誤りや診療内容の再確認など）により、月遅れが発生する場合があります。退職福祉部では、医療費情報提供により給付を行っていますので、月遅れで提供された場合は、提供された月の処理となります。数ヶ月以上支払いがない場合は連絡をお願いします。確認をいたします。

Q. 市町村共済組合の年金課に、住所や金融機関等の変更手続きをしましたが、退職福祉部は変更されていません。どうしてですか？

A. 同事務所内ではありますが、共済組合と互助会は異なった団体です。以前は会員の皆様の手続きを簡素化するために、提供いただける情報は、お互いに提供していましたが、個人情報の保護に関する法が施行され、勝手に情報を提供いただくことが難しくなっております。変更の場合は、退職福祉部へご連絡ください。異動届を送付します。

Q. 短期人間ドックの申込書を送付しています。その後、退職福祉部から連絡がありません。ドックの申込みの手順はどうなっているの？

A. 短期人間ドックにつきましては、申込書の受付後に希望受診機関に、本会より申込書を送付しています。申込み送付後は、各受診機関が日程調整をして、会員さま宛てに直接ご案内をすることになっています。希望する日がある場合の申込みにつきましては、受診日に余裕をもってお早めに、退職福祉部までご連絡をお願いします。



異 動 届

一般財団法人 高知縣市町村職員互助会 様

平成 年 月 日

退職会員番号

氏 名



異動した内容を記入し、記名押印の上ご返送ください。

お名前を変更される場合

フリガナ	
旧 氏 名	
フリガナ	
新 氏 名	

ご住所を変更される場合

(住所変更にもない健康保険証が変わる方については別途『保険証登録・変更届』が必要となります。)

新 住 所	〒	—		
電話番号	(	)—(	)—(	)
異動年月日	平成	年	月	日

振込金融機関を変更される場合

(合併により口座番号が変更になる方も必要です。)

ゆうちょ銀行以外の金融機関に変更する場合

金融機関名称	銀行名				支店名	
	預金種目	普通	口座番号		口座名義	フリガナ

ゆうちょ銀行に変更する場合 (通帳の3頁目(銀行使用欄)の写しが必要です。)

ゆうちょ銀行	店番		口座番号		口座名義	フリガナ
--------	----	--	------	--	------	------

〒780-0870

高知市本町5丁目3-20

(一財) 高知縣市町村職員互助会

営業時間：平日 8:30~17:15(土・日・祝日等を除く)

TEL 088-824-1306 (直)

TEL 088-823-3213 (代)

高知共済会館

COMMUNITY SQUARE からのご案内

…お得なご宿泊プラン…

洋室はシングル・ツインを。そしてご家族でお寛ぎ頂くことのできる和室もご用意。館内には長期滞在のお客様に便利な洗濯機や乾燥機も備えています。旅のスタイルに合わせて快適なひとときをお楽しみください。

【平日】広報限定宿泊プラン

大好評・平日限定プランです!!
ご予約時に広報プランとお申し付け下さい!!

素泊	4,500円
朝食付	5,300円

宴会＆宿泊プラン

大変お得な飲み放題付宴会宿泊プランです!!
5名様以上でお申し込み下さい!!

平日	9,500円
休前日	11,500円

※「施設利用助成金」の対象となります。

…レストラン「膳」ランチタイムのご案内…



レストラン「膳」のランチタイムは
全品サラダバー・ドリンクバー付きです。
期間限定のメニューや、
お得な日替メニューをご用意しております。

営業時間 11:30～ 14:00



四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン

4県制覇

で、宿泊料金が無料に!

高知共済会館 COMMUNITY SQUARE、えひめ共済会館(愛媛)、ホテルマリナバレスさぬき(香川)、ホテル千秋閣(徳島)

期間:平成25年4月1日(金)～平成27年3月31日(火)

四国4県の共済会館・宿泊施設が
1泊2食付をサービス価格でご提供!

キャンペーン限定
サービスプラン 1泊2食付 **7,500円** (平日1人様)

さらに ご利用の度に宿泊料金 1泊2食付 が割引に!

2県目! お得 です!	3県目! 断然 お得!!	4県目! ここまでお得は 共済会館だけ!!
10%OFF 6,750円	50%OFF 3,750円	100%OFF!! 宿泊無料!!



このキャンペーンをご利用の際はキャンペーンホームページより
専用のスタンプ用紙を印刷してご持参下さい。

四国旅劇場ホームページ

<http://www.shikokutabigekijou.com>

ご予約・お問い合わせはこちらまで
高知共済会館

COMMUNITY SQUARE
TEL 088-823-3211



夏

期間
6/1～
10/31

サマー
パーティー
プラン

料理＋飲み放題

¥5000

1名様料金
諸税込

夏の特典は！3つ

- ①レストラン「膳」ペアランチ券を10名様につき1枚プレゼント
- ②20名様以上ご利用で幹事様1名無料＋高知の銘酒「美丈夫しゅわ」1本プレゼント
- ③日曜日～木曜日でご予約いただきますと、通常飲み放題2時間のところを2時間半！



メニュー例

サーモンのカルパッチョ 夏野菜ソース
ビータン豆腐
シェフの気まぐれサラダ
パストラミビーフのバケットサンド
鰻のたたき
鶏むね肉とナスのカレー ナン添え
ポーキングジャー
冷やし担々うどん
バナナアイスワーム

※写真はイメージです。

飲み放題2時間付き

生ビール・瓶ビール・日本酒・焼酎
カクテル・ノンアルコールビール・ソフトドリンク

Summer Party Plan

COMMUNITY
SQUARE

高知共済会館
高知市本町5-3-20

TEL:088-823-3211



<http://www.kochi-cs.jp>

皿鉢・会席など様々なニーズにお応えします。